大原訪問看護ステーション「運営規程」

（事業の目的）

第1条　一般財団法人大原記念財団が開設する大原訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）及び指定訪問看護事業所が行う訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定める。医療保険の指定訪問看護若しくは介護保険の指定訪問・指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）を、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

（基本取扱方針）

第2条　ステーションは、利用者の要介護状態の軽減、悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行わなければならない。

ステーションは自らその提供する訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（具体的取扱方針）

第3条　看護師等の行う訪問看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)　訪問看護の提供に当たっては、主治医との密接な連携を図り、訪問看護計画 に基づき、利用者の心身機能の維持回復を援助する。

(2)　訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対して、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導援助を行う。

(3)　訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、これを行う。

(4)　訪問看護の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し適切な指導を行う。

(5)　医学の立場を堅持し、広く一般に認められていない看護等については行ってはならない。

（事業所の名称）

第4条　事業を行うステーションの名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1)　名称　　大原訪問看護ステーション

　　所在地　　福島市鎌田字中江 33(一般財団法人大原記念財団 大原医療センター内)

(2)　名称　　大原訪問看護ステーション　サテライト上町

　　所在地　　福島市上町 6 番 1 号(一般財団法人大原記念財団　　大原綜合病院内)

（従業員の職種、員数及び職務内容）

第５条　　指定訪問看護ステーションにおける保健師、看護師（以下「看護員」という。）の員数については、常勤換算方法で 2.5 人と定められたが、これについては、職員の支援体制等を考慮した最小限の員数として定められたものであり、サービス利用の状況や利用者数及び業務量を考慮し、適切な員数の人員を確保する。

（1）管理者　　看護師若しくは保健師　１人

指定訪問看護ステーションの管理者は、適切な訪問看護を行うために必要な知識及び技術を有する者でなければならない。

（2）職員　　保健師、看護師又は准看護師　常勤換算 2.5 名以上（内、常勤１名以上）

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士については、必要に応じて配置する。

利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成する為の具体的な訪問看護計画を作成実施し、訪問看護報告書を定期的に提出しなければならない。

（営業日及び営業時間）

第６条　営業日及び営業時間は、事業者たる一般財団法人大原記念財団就業規則に準じて定めるものとする。

（1）営業日　　月曜日から金曜日までとする。祝祭日、及び年末年始の休日（12 月 30 日から１月３日まで）を除く。

（2）営業時間　月曜日から金曜日までは、午前８時 30 分から午後５時 15 分までとする。

（3）緊急時の対応は 24 時間対応が可能な体制とする。

（指定訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額）

第7条　　訪問看護の内容

（1）訪問看護サービスとして、訪問看護師が利用者の居宅を訪問して行う

① 病状の観察
② 食事や排泄の援助
③ 身体の清潔保持（清拭、洗髪、手浴、足浴等）
④ 精神的ケア
⑤ 療養生活上の相談・指導
⑥ カテーテルなどの管理
⑦ ターミナルケア
⑧ リハビリテーション
⑨ 医師の指示による医療処置

（2）提供する訪問看護サービスのうち、利用者が利用するサービスの内容、利用料及び介護保険適用の有無については、別紙重要事項説明書に記載したとおりとする。

第８条　利用料

（1）基本利用料

ステーションが提供する訪問看護サービスの利用料の一割又は二割又は三割を支払う。

（2）その他の利用料

①ステーションから提供を受けるサービスが介護保険の適用を受けない場合、利用者は事業者に対し、利用料の全額を支払う。

②医療保険での訪問が１時間30分を超える場合、30分ごとに1,500円支払う。

③医療保険での訪問の場合、交通費は１㎞片道50円とし、上限は500円とする。

④死後の処置料は7,700 円とする。

（3）利用者はステーションに対し、利用料は訪問看護サービスを受け、口座引き落とし又は現金で支払う。

（4）ステーションは利用者から利用料等の支払いを受けたとき、利用者に対し、領収証兼明細書を発行する。

（通常の事業の実施地域）

サービス提供する地域は福島市全域。（それ以外の地域で希望の方は相談対応）

（緊急時等における対応方法）

第 9 条　ステーションは訪問看護サービス提供中に利用者の症状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医または協力医療機関と連携を取る等、必要な措置を講じる。

（個人情報の保護）

第10条　看護職員等は、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。

（2）看護職員等が業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を、在職中はもとより、退職後も漏えいしてはならない旨を、雇用契約時の契約内容に含むものとする。

（3）看護職員等が得た利用者の個人情報については、ステーションでの指定訪問看護の提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第 11 条　ステーションは、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

① 虐待を防止するための看護職員等に対する研修の実施

② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

③その他虐待防止のために必要な措置

(2) ステーションは指定訪問看護の提供中に、看護職員等又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その他運営関する重要事項）

第 12 条　訪問看護ステーションは、社会的使命を充分に認識し、職員の質的向上を図るため、研究及び研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。

(2) 職員は、業務上知り得た秘密を保持しなければならない。

(3) この規定に定める事項のほか、訪問看護契約書、訪問看護重要事項説明書も付記する。

附則

この規定は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

平成 24 年 7 月 1 日　一部改定

平成 25 年 4 月 1 日　一部改定

平成 28 年 4 月 1 日　一部改定

平成 29 年 5 月 2 日　一部改定

平成 30 年 1 月 1 日　一部改定

平成 30 年 10 月 1 日　一部改定

令和元年 6 月 1 日　一部改定

令和元年 11 月 1 日　一部改定

令和 2 年 1 月 1 日　一部改定

令和 4 年 4 月 1 日　一部改定

令和 4 年 7 月 1 日　一部改定

令和 5 年 4 月 1 日　一部改定

令和 5 年 6 月 1 日　一部改定

令和 5 年 8 月 1 日　一部改定

令和 6 年 4 月 1 日　一部改定

令和 6 年 9 月 1 日　一部改定

令和 7 年 4 月 1 日　一部改定